

徳島県資源管理方針

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の海面漁業・養殖業は、多くの沿岸地域において中核的な産業となっており、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、徳島県知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連事業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第 6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第 90 条第 1 項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上

で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものやその効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び徳島県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

第7 徳島県資源管理方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1－1 くろまぐろ（小型魚）」から「別紙1－8 かたくちいわし瀬戸内海系群」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 1)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 徳島県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (4 月から 6 月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

定置漁業 (法第 60 条第 1 項に掲げる定置漁業権に基づく定置漁業をいう。以下同じ。) 以外の、徳島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

2 徳島県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (7 月から 9 月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業以外の、徳島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

3 徳島県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (10 月から 12 月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

- 中西部太平洋条約海域
- ② 対象とする漁業
定置漁業以外の、徳島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業
- ③ 漁獲可能期間
10月1日から同年12月31日まで
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内
- 4 徳島県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
- ① 水域
中西部太平洋条約海域
- ② 対象とする漁業
定置漁業以外の、徳島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業
- ③ 漁獲可能期間
1月1日から同年3月31日まで
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
- ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内
- 5 徳島県定置漁業（4月から6月まで）
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
- ① 水域
中西部太平洋条約海域
- ② 対象とする漁業
定置漁業
- ③ 漁獲可能期間
4月1日から同年6月30日まで
ただし、漁業権免許の内容として指定された漁業期間
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで
- ② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の
末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事
管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではな
い。）
陸揚げした日から 3 日以内
- 6 徳島県定置漁業（7 月から 9 月まで）
 - (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 - ① 水域
中西部太平洋条約海域
 - ② 対象とする漁業
定置漁業
 - ③ 漁獲可能期間
7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで
ただし、漁業権免許の内容として指定された漁業期間
 - (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の
報告に係る期限は、次のとおりとする。
 - ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで
 - ② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の
末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事
管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではな
い。）
陸揚げした日から 3 日以内
- 7 徳島県定置漁業（10 月から 12 月まで）
 - (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 - ① 水域
中西部太平洋条約海域
 - ② 対象とする漁業
定置漁業
 - ③ 漁獲可能期間
10 月 1 日から同年 12 月 31 日まで
ただし、漁業権免許の内容として指定された漁業期間
 - (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の
報告に係る期限は、次のとおりとする。
 - ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで
 - ② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の
末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事
管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではな
い。）
陸揚げした日から 3 日以内
- 8 徳島県定置漁業（1 月から 3 月まで）
 - (1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 水域
中西部太平洋条約海域
 - ② 対象とする漁業
定置漁業
 - ③ 漁獲可能期間
1月1日から同年3月31日まで
ただし、漁業権免許の内容として指定された漁業期間
- (2) 漁獲量の管理の手法等
- 当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
 - ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分へのくろまぐろ漁獲量の配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を過去の漁獲実績を考慮して、それぞれの知事管理区分に配分し、残りのおおむね1割を本県の留保枠とする。また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の状況、くろまぐろの来遊状況等を踏まえ、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

(別紙 1 - 2)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

徳島県くろまぐろ (大型魚) 漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

徳島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (大型魚) を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県に配分された漁獲可能量のすべてを当該知事管理区分に配分する。

(別紙 1 - 3)

第 1 特定水産資源

まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

徳島県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

徳島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

ただし、定置漁業については漁業権免許の内容として指定された漁業期間

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県に配分された漁獲可能量の全てを当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業、小型定置漁業、延縄漁業、小型底びき網漁業及び釣り漁業においては、現状の漁獲努力量を増加させることがないように許可隻数・免許統数等を現状を超えないようにしたうえ、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量 (単位：隻日)
定置漁業	506
小型定置漁業	42,362
延縄漁業	31,753
小型底びき網漁業	43,788
釣り漁業	130,130

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

徳島県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

徳島県の住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県に配分された漁獲可能量の全てを当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型定置漁業においては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、現状の統数を超えないようにしたうえ、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量（単位：隻日）
小型定置漁業	42,362

(別紙 1 - 5)

第 1 特定水産資源

するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

徳島県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がするめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

徳島県の住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

ただし、定置漁業については漁業権免許の内容として指定された漁業期間

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県に配分された漁獲可能量の全てを当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業、小型定置漁業、小型底びき網漁業及び釣り漁業においては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数・免許統数等を現状を超えないようにしたうえ、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量 (単位：隻日)
定置漁業	506
小型定置漁業	42,362
小型底びき網漁業	43,788
釣り漁業	130,130

(別紙 1 - 6)

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

徳島県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

徳島県の住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

ただし、定置漁業については漁業権免許の内容として指定された漁業期間

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県に配分された漁獲可能量の全てを当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業、小型定置漁業、延縄漁業及び釣り漁業においては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数・免許統数等を現状を超えないようにしたうえ、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量 (単位：隻日)
定置漁業	506
小型定置漁業	42,362
延縄漁業	31,753
釣り漁業	130,130

(別紙 1 - 7)

第 1 特定水産資源

かたくちいわし太平洋系群(体色が銀色のものをいう。以下この別紙において同じ。)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

徳島県かたくちいわし太平洋系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がかたくちいわし太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

徳島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし太平洋系群を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

ただし、定置漁業については漁業権免許の内容として指定された漁業期間

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県に配分された漁獲可能量の全てを当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業、小型定置漁業においては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数・免許統数等を現状を超えないようにしたうえ、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量 (単位：隻日)
定置漁業	506
小型定置漁業	42,362

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1－8)

第 1 特定水産資源

かたくちいわし瀬戸内海系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙において同じ。）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

徳島県かたくちいわし瀬戸内海系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がかたくちいわし瀬戸内海系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

徳島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし瀬戸内海系群を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県に配分された漁獲可能量の全てを当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型定置漁業、機船船びき網漁業においては、現状の漁獲努力量を増加させることがないように許可隻数・免許統数等を現状を超えないようにしたうえ、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁 業 の 種 類	漁獲努力量（単位：隻日）
小型定置漁業	42,362
機船船びき網漁業	26,918

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 2 - 1)

第 1 水産資源

かつお中西部太平洋条約海域

第 2 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度向上に努めることとする。

第 3 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3－1)

第 1 水産資源

ひらめ瀬戸内海系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を令和 10 年度までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

徳島県栽培漁業基本計画に基づき、資源管理と一体的な種苗放流を実施する。また、漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3－2)

第 1 水産資源

ぶり

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を令和 10 年度までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3－3)

第 1 水産資源

まだい瀬戸内海東部系群

第 2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を令和 10 年度までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙3-4)

第1 水産資源

さわら瀬戸内海系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における親魚量を令和10年までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙3-5)

第1 水産資源

いかなご瀬戸内海東部系群

第2 資源管理の方向性

国が行う資源評価における資源量指標値を令和10年度までに、提案された目標管理基準値案に回復させる。なお、資源管理基本方針に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3－6)

第 1 水産資源

くまえび徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源の水準を中位以上に維持することを目指す。なお、国が行う資源評価により資源状態等が公表された場合には、当該資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

徳島県栽培漁業基本計画に基づき、資源管理と一体的な種苗放流を実施する。また、漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3－7)

第 1 水産資源

はも徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源の水準を中位以上に維持することを目指す。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3－8)

第 1 水産資源

たちうお徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

県が行う資源評価において判断される資源の水準を、令和 10 年度までに、中位以上に回復させる。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結

果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙3-9)

第1 水産資源

いわししらす徳島県海域（まいわし・かたくちいわし・うるめいわしのうち、体色が銀色のもの以外のものをいう。以下この別紙において同じ。）

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近5年間（2018年～2022年、農林水産統計）の平均値（2,298トン）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙3-10)

第1 水産資源

あまだい類（しろあまだい・あかあまだい）徳島県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近5年間（2018年～2022年）の平均値（平均14.3トン、主要漁協）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内

容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙3-11)

第1 水産資源

まこがれい徳島県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近5年間(2018年~2022年)の平均値(3.2トン、かれい類、主要漁協)程度に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

徳島県栽培漁業基本計画に基づき、資源管理と一体的な種苗放流を実施する。また、漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙3-12)

第1 水産資源

めいたがれい徳島県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近5年間(2018年~2022年)の平均値(3.2トン、かれい類、主要漁協)程度に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙 3－1 3)

第 1 水産資源

かわはぎ徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（41.3 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3－1 4)

第 1 水産資源

めじな徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（24.5 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3－1 5)

第 1 水産資源

めばる類徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（2.4 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙 3－16）

第 1 水産資源

かさご徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（5.8 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙 3－17）

第 1 水産資源

いぼだい徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（25.1 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者

による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙 3－18)

第 1 水産資源

あかしたびらめ徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（18.8 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙 3－19)

第 1 水産資源

さばふぐ類（しろさばふぐ・くろさばふぐ）徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（23.1 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙 3 - 2 0)

第 1 水産資源

くえ徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（2.0 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 2 1)

第 1 水産資源

いさき徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（42.6 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 2 2)

第 1 水産資源

すずき徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当

面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（23.4 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙 3－2 3）

第 1 水産資源

このしろ徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（0.6 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙 3－2 4）

第 1 水産資源

くろだい徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（26.9 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、

当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙3-25)

第1 水産資源

いせえび徳島県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近5年間(2018年~2022年)の平均値(80.0トン、主要漁協)程度に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙3-26)

第1 水産資源

くるまえば徳島県海域

第2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近5年間(2018年~2022年)の平均値(1.7トン、主要漁協)程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

徳島県栽培漁業基本計画に基づき、資源管理と一体的な種苗放流を実施する。また、漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙 3 - 2 7)

第 1 水産資源

小型えび類（とらえび・あかえび等）徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（34 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 2 8)

第 1 水産資源

あわび類（くろあわび・めがいあわび）徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（17.3 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3 - 2 9)

第 1 水産資源

とこぶし徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（16.0 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙 3－30）

第 1 水産資源

さざえ徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（18.8 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

（別紙 3－31）

第 1 水産資源

まだこ徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（34.9 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者

による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙 3－3 2)

第 1 水産資源

あおりいか徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（24.9 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙 3－3 3)

第 1 水産資源

しりやけいか徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（32.2 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項
特になし。

(別紙 3－3 4)

第 1 水産資源

まなまこ徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（24.2 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、国による資源評価結果が公表された場合には、その資源評価結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度の向上に努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3－3 5)

第 1 水産資源

こういか類（こういか・もんごういか）徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（50.8 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 3－3 6)

第 1 水産資源

うに類（むらさきうに・あかうに）徳島県海域

第 2 資源管理の方向性

資源を現状の水準に維持するため、漁獲努力量を現行の水準以下に維持しつつ、当

面の間、年間漁獲量を直近 5 年間（2018 年～2022 年）の平均値（10.7 トン、主要漁協）程度に維持する。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者に徳島県漁業調整規則を遵守させるとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。また、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

第 4 その他資源管理に関する重要事項

特になし。